

○追手門学院大学私費外国人留学生授業料減免規程

1996年7月15日

制定

(目的)

第1条 この規程は、本学で学ぶ私費外国人留学生で他の学生の模範となるような者に対し、授業料の一部又は全額を減免して経済的負担を軽減することにより学業や学生生活を成就させることを目的とする。

2 「私費外国人留学生、交換留学生」とは、出入国管理及び難民認定法に定める「留学」の在留資格を有する者で、国費外国人留学生、外国政府の派遣する留学生、交換留学生以外の者をいう。

(対象)

第2条 授業料減免の対象は、学部及び大学院の正規課程に在学する私費外国人留学生とする。ただし、次の各号に該当する者は、対象から除外するが、国際連携企画委員会で承認された者は除く。

- (1) 第2年次の学部生にあつては、前年度取得単位数が30単位に満たない者
- (2) 第3年次の学部生にあつては、前年度取得単位数が34単位に満たず、かつ1年次からの通算取得単位数が64単位に満たない者
- (3) 第4年次以上の学部生にあつては、1年次からの通算取得単位数が98単位に満たない者。ただし、病気その他やむを得ない事由により留年した者は除く。
- (4) 学部及び大学院の正規課程において、最短修学期間を超える者
- (5) 経済的に困難な状況と認められない者
- (6) 休学中の者
- (7) 所定の申請書類及び証明書類を期限内に提出しない者

(期間)

第3条 授業料減免の期間は、申請のあつた当該年度限りとする。ただし、次年度以降も授業料の減免を申請することができる。

(減免額)

第4条 授業料減免額は、授業料（ただし、入学金、施設設備充実資金及び実験実習費を除く。）の30%、50%、100%のいずれかとするが、前年度に取得したGPAや活動実績により第2条各号の条件に該当しない場合において減免されない場合がある。

2 大学院生、並びに初年次の学部生及び編入学生については、一律30%の授業料減免額

とする。

(募集)

第5条 授業料の減免を受けようとする私費外国人留学生の募集は、毎会計年度のはじめに行う。

(申請)

第6条 授業料の減免を受けようとする私費外国人留学生は、所定の申請書及び証明書等を国際連携企画課に提出しなければならない。

(選考及び採用)

第7条 授業料減免対象者の選考及び減免額は、国際連携企画委員会の選考を経て、学長がこれを決定する。

2 選考基準、選考手続等については、別に定める。

(減免方法)

第8条 春学期授業料相当額は、春学期及び大学院においては前期(以下「春学期」という。)納付金の納入が確認された後、決定した減免率の金額を返金する。秋学期及び大学院においては後期(以下「秋学期」という。)授業料相当額は、秋学期納付金から減免する。

(異動)

第9条 授業料の減免を受けた者が、次の各号に該当する場合は、直ちに国際連携企画課に申し出なければならない。

(1) 休学、退学又は除籍

(2) 本人の住所変更及びその他重要事項の変更

(事務所管)

第10条 この規程に関する事務は、国際連携企画課において行う。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、常任理事会が決定する。

附 則

この規程は、1996年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、1997年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1998年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2001年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2002年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2003年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2003年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2004年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、2006年4月1日から施行する。

2 ただし、2005年度以前の入学者については、2007年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、2007年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、2008年4月1日から施行する。

2 ただし、この規定による改正後の第4条の規定にかかわらず、2005年度、2006年度及び2007年度の入学者については、各々卒業予定年度まで授業料減免額50%を存続するものとする。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。但し、2014年度以前の入学者については、対象者の定めにかかわらず従前の例による。

附 則

この規程は、2016年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、2020年4月1日から施行する。

2 追手門学院大学私費外国人留学生奨学金規程（1994年2月21日制定）及び追手門学院大学私費外国人留学生奨学金規程施行細則（1994年2月21日制定）は、2020年3月31日をもって廃止する。

附 則

この規程は、2021年4月1日から施行する。ただし、2017年度から2021年度入学者に適用する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。ただし、2021年度入学者まで適用する。